

地域密着型特別養護老人ホーム栗生ハウス ショートステイ利用料金表

令和3年4月1日現在

1日あたりの利用料金 ①(介護保険自己負担額) + ②(食費+居住費) + ③

要支援1・2 (①+②)

1割負担		要支援1	要支援2
	第1段階	1,728円	1,873円
	第2段階	1,818円	1,963円
	第3段階	2,568円	2,713円
	第4段階	4,006円	4,151円
2割負担		4,614円	4,903円
3割負担		5,222円	5,655円

要介護1～5 (①+②)

1割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	1,947円	2,025円	2,110円	2,190円	2,268円
	第2段階	2,037円	2,115円	2,200円	2,280円	2,358円
	第3段階	2,787円	2,865円	2,950円	3,030円	3,108円
	第4段階	4,225円	4,303円	4,388円	4,468円	4,546円
2割負担		5,052円	5,208円	5,378円	5,538円	5,694円
3割負担		5,879円	6,113円	6,367円	6,608円	6,842円

○上記金額には㊦㊧が含まれます。

㊦令和3年4月1日～9月30日まで「新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価」として要介護度の1月あたりの基本報酬(加算の含まれない単位数)に0.1%が上乘せされます。

㊧サービス提供体制強化加算(Ⅲ)・夜勤職員配置加算(Ⅱ)※要介護の方のみ
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等特定職員処遇改善加算(Ⅰ)が含まれます。

○その他、サービス利用に応じてかかる加算があります。(個別加算)

③ 送迎料金 ※ 施設車両での送迎時のみ追加されます。

送迎加算 (※1)	自己負担額 (1割)約211円 ・(2割)約422円 ・(3割)約606円
-----------	---------------------------------------

※1 通常送迎区域(仙台市内)片道の金額となります。通常区域外は片道5,400円(保険給付対象外)となります。

※2 自己負担額には、送迎加算184単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ(8.3%)・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(2.7%)をそれぞれ乗じた額が加わっています。金額は利用日数などによって、数円程度変わります。

※利用料金は(該当する要介護度・負担割合の料金)×(利用日数)で計算して下さい。

※食事は3食提供で計算しております。

○ ①、②の詳細については次ページ以降の「料金の内訳」を御覧ください。

○ 利用料金(①+②+③)以外に、裏面「別表1」の該当部分は実費費用がかかります。

料金の内訳(説明)

① 介護保険自己負担額(1日あたり)

	要支援1	要支援2			
1割負担	608円	753円			
2割負担	1,216円	1,505円			
3割負担	1,824円	2,257円			
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	827円	905円	990円	1,070円	1,148円
2割負担	1,654円	1,810円	1,980円	2,140円	2,296円
3割負担	2,481円	2,715円	2,969円	3,210円	3,444円

② 食費・居住費 (利用者負担段階別)

○ 食費及び居住費については、市町村へ申請し認定を受けた場合、利用者負担第1段階から第3段階まで減額されます。ご利用の際、介護保険証とともに負担限度額認定証をご提示下さい。

利用者負担段階	食費	居住費
	1日あたり	1日あたり
第1段階	300円	820円
第2段階	390円	820円
第3段階	650円	1,310円
第4段階	1,392円 ※	2,006円

食事の基本料金

朝食:434円

昼食:454円

夕食:504円

※令和3年8月より、第4段階の食費が1日1,445円に変更になります。

利用者の居住費及び食費に関する負担段階の対象者については、下表を参照下さい。

第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者も含む)が市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給している方
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者も含む)が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者も含む)が市町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方
第4段階	・上記以外の方

※預貯金額が単身で1,000万円以上、配偶者がいる場合は2000万円以上ある方は対象外です。

○その他

当施設は、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度」の指定を受けています。減額対象確認証が交付されている場合は、その提示により軽減制度をうけることができます。

別表 1

※居住費及び食費の他に以下のサービスをご利用された場合、全額がご契約者の負担となります。

①複写物の交付	用紙代等	10円/枚
②日常生活上必要となる諸費用 ※購入や支払いの代行を行った場合	日常生活品や嗜好品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるもの (例) ・食料品 菓子、栄養補助食品、飲み物類 等 ・売店での購入費用 ・理美容代 ・日常生活用品 ボックスティッシュ 等 ・その他 外出時の食事代・入場料・おこづかい 等	実費
③電気料金	居室に持ち込む小型冷蔵庫やテレビ等の電気使用料	1台16円/日
④通常区域外の送迎サービス	通常送迎区域外(仙台市外)への送迎を行った場合	5,400円/片道